

令和3年4月13日

佐賀県三養基郡みやき町箕原 4260 番地  
社会福祉法人 紀水会  
理事長 塚原 安紀子

### 令和3年度特定処遇改善加算概要のお知らせ

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度紀水会は、令和3年度特定処遇改善加算の取得概要について社内・外に対し周知したく、お知らせいたします。

概要は下記の通りとなりますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

#### 記

- ① 紀水会届け出（予定）介護職員等特定処遇改善加算の区分
  - ・ 介護老人福祉施設 特定処遇改善加算Ⅰ
  - ・ （予防）短期入所生活介護 特定処遇改善加算Ⅰ
  - ・ 通所介護 特定処遇改善加算Ⅱ
  - ・ 日常生活支援総合事業 特定処遇改善加算Ⅱ
  - ・ （予防）特定施設入居者生活介護 特定処遇改善加算Ⅱ
  
- ② 支給の方法等
  - ・ 毎月の給与支給の際に特定処遇手当として支給。
  - ・ 支給対象職員を以下の3グループに分け、勤続年数や技能等により各人毎に金額を決定。
    - i) 技能・経験を有する介護職員 → Aグループ
    - ii) 他の介護職員 → Bグループ
    - iii) その他の職種 → Cグループ
  
  - ・ 余剰分がある場合、年度末に一時金支給

以上